

# 生活支援員だより

第9号



発行日 平成21年3月  
発行(社福)広島県社会福祉協議会  
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2  
広島県社会福祉会館内  
広島県福祉サービス利用援助センター  
「かけはし」  
Tel(082)254-2300 Fax(082)250-5155  
E-mail:kakehashi@hiroshima-fukushi.net

平成21年度から「かけはし」が変わります！

平成21年度から、福祉サービス利用援助事業(かけはし)は、県内全市町社会福祉協議会において実施します。それに伴い、実施社協が現在の基幹的社協から、各市町社協に変更になり、専門員もそれぞれの市町社協職員に変更になります。

全市町社協での事業実施によって、生活支援員に関わる大きな変更点は、雇用等についての任命権者が現在の基幹的社協から各市町社協に変更になることです。詳しいことは、今後、現在の基幹的社協専門員または、お住まいの市町社協担当職員から説明があると思います。利用者への支援については、全市町社協実施になっても変わることはありませんので、これからもよろしくお願いします。

2日間にわたって、成年後見制度入門講座を開催しました。

平成21年1月31日(土)～2月1日(日)に、広島市南区役所別館で成年後見制度入門講座を開催しました。この講座には、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員のほか、税理士会、弁護士会、司法書士会の専門職や成年後見制度に関心のある人など、両日延べ192人が受講しました。

2日間にわたって、成年後見制度の概要をはじめ、法定成年後見と任意後見との違いや、申立状況から受任後の事例などについて学びました。

「かけはし」の利用者は、ある程度の判断能力の低下が見られますが、さらに判断能力が低下した場合や、あるいは資産が多く「かけはし」での支援を超えている場合などは、成年後見制度につなぎ、後見人等をつける必要があります。

「かけはし」を利用する人は年々多くなっていますが、判断能力の低下等によって成年後見制度につなぎ、後見人等が改めて「かけはし」の利用契約を結び、引き続き「かけはし」を利用している事例も出ています。

来年度も同様の講座を開催する予定ですので、ご参加ください。



## 生活支援員の声

67歳、一人暮らしの男性宅を月2回訪問しています。

支援を始めてから1年6か月になりますが、当初はどのような対応をしてよいのか戸惑うばかりで、社協の担当者に随分助けてもらいました。

利用者さんは、持病もあり、外出される機会も少ないことから、健康管理面での状況が心配なので、できるだけ詳細に社協の担当者に報告するように努めています。また、日常生活では、ふれあいサロン等地域の行事には積極的に参加されるよう勧めています。

私自身、支援員としてのあるべき姿は見えませんが、気負うことなく友達感覚で気楽に訪問することで信頼関係が保てるよう、誠意ある活動を続けていこうと考えています。

## 利用者への対応 Part.8

息子や孫になりすまして、お金を騙し取る振り込め詐欺が依然として多発しています。また、平成19年には還付金詐欺が新たに発生しており、予断を許さない状況です。

そこで「振り込め詐欺」等について予備知識をもち、生活支援員の活動の中で活かしていきましょう。

振り込め詐欺とは？！

電話やはがきなどで相手を騙し、金銭の振り込みを要求する犯罪で4つの行為をいいます。

還付金詐欺... 社会保険事務所職員や税務署員などを名乗り、保険料や税金の還付を名目に ATM コーナーまで連れ出し、入金手続きと見せかけ、実際には、他の口座へ振り込ませる詐欺  
なりすまし(札札)詐欺... 電話を利用し、息子や孫などを装い、株取引の失敗による借金や不倫の示談金などを名目に、銀行や ATM で現金を振り込ませる詐欺  
架空請求詐欺... はがきやメール、電話などで有料サイトの使用料の未納などを口実に架空の請求をする詐欺  
融資保証金詐欺... 「融資をします。手続きのため、まずお金を振り込んでください。」と保証金などの名目で騙す詐欺  
(ATM で振り込んだり、現金を小包で送らせたりした上、解約を申し出ると更に違約金や手続きに必要ななどと繰り返し要求され被害金額が増えていく)



今日は還付金詐欺について説明します。



### 還付金詐欺対策

広島県内の被害状況

- \* 被害者の状況は、50 歳代～70 歳代の女性が多い
- \* 平成 20 年の被害件数は 75 件。被害額は 88,144,121 円  
統計上の数値は被害届があったもの

騙しのテクニック

1. 公的機関を名乗り安心させる 「社会保険事務所の 〇〇 さんです」
2. 還付金があると喜ばせる 「医療費の還付が、15,000 円あります」
3. 今日が期限と慌てさせる 「はがきでご連絡していたはずですが、今日までなら…」
4. 行員の目の届かないスーパー等の ATM に行かせる  
「スーパーやデパートの ATM が新しいし、近いので…」

このような言葉で巧みに騙していきます。

騙されないために

公的機関や電力会社からの還付金の手続きは、ATM ではできません

「還付金があります」と言われても、絶対に ATM には行かないようにしましょう

公的機関や電力会社、警察などに必ず相談しましょう



**最新ニュース** 定額給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」が発生！！

「定額給付金」については、具体的なお知らせは市区町村から順次行われます。

なお「定額給付金」関しては…

市区町村や総務省などが ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません

ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません

市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません

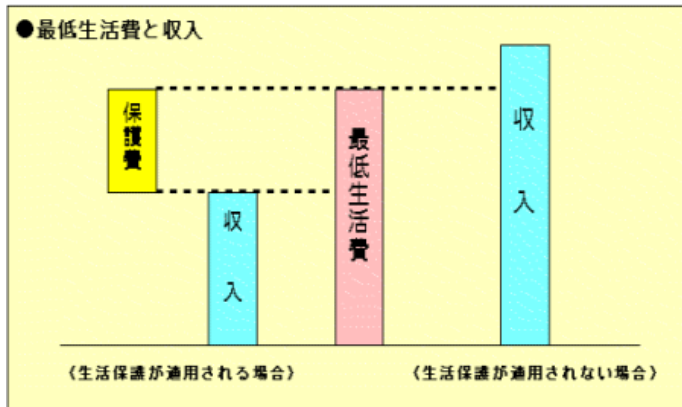
現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません

(広島県警察 HP, 総務省 HP より抜粋, 一部改定)

## 【ワンポイントレッスン ~生活保護について~】

人生は思わぬ所で不運に合う事があります。病気で働くことが出来なくなった、家庭内の問題で母子家庭になってしまった、税金などがどんどん高くなって生活がままならなくなってしまう事などがあります。そんな時、実際にどうにもならなくなるのがお金です。生活保護制度は、そうした人に最低限度の生活を保障するものとして、お金を支給出来る制度です。

生活保護に関する法律などの取り扱いに関しては厚生労働省が担当していますが、所轄しているのは、都道府県の知事や市長、福祉事務所を管理する町村長となっていて、地域それぞれの持つ事情を基準にして判断しています。



生活保護は「国で定める最低生活費を下回る場合に、足りない部分について保障する」制度です。収入が最低生活費に届かないときは、足りないところを保護費として支給するということです。収入が最低生活費を超えるときは、保護費を支給する必要がないため、生活保護の適用はなりません。

また、一人ひとりできることは異なります。例えば、健康な若者と病気の高齢者を同じようにはできません。そのため、その人が「何ができるか」は相談を聞きながら個別に判断していくことになります。

判断基準となるものは、生活保護法と法を実施するために厚生労働省が作成した「実施要領」があります。これに県の解釈や通知などが加えられ、詳細に条件が定められています。たとえば次の事項があります。

働ける人には働いてもらう

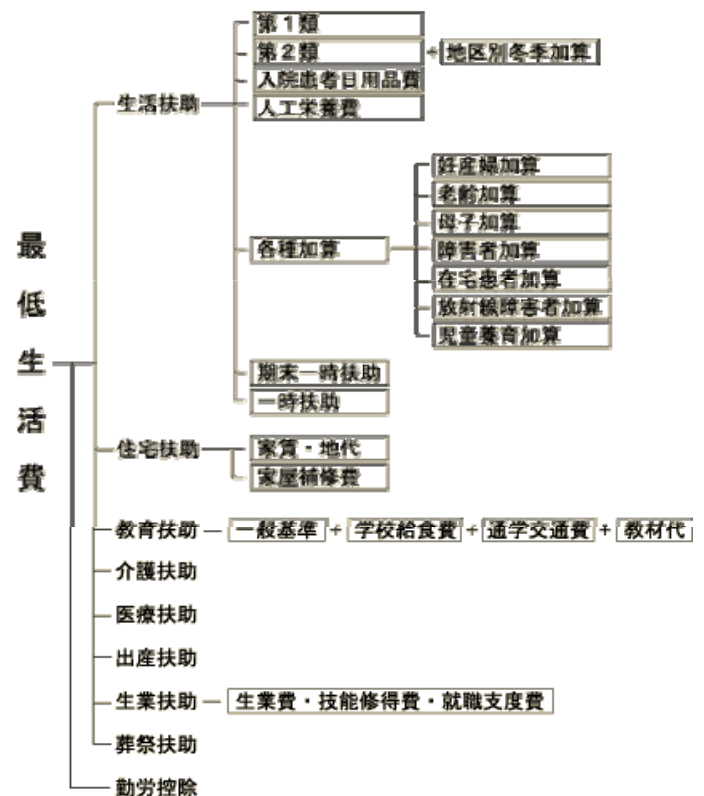
資産価値のあるものは処分してもらう

利用できる制度があれば利用してもらう

援助できる身内がいればその人に援助を求めてもらう

最低生活費は8種類ある扶助を合計した金額になります。出産扶助、生業扶助、葬祭扶助は臨時的に適用されるものです。基本的には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助の合計が最低生活費となります。

- 1.生活扶助 = 衣食など暮らしの費用
- 2.住宅扶助 = 家賃など住まいの費用  
(ローンを除く)
- 3.教育扶助 = 小・中学校の費用
- 4.医療扶助 = 病院や医院にかかる費用  
(部屋代は除く)
- 5.出産扶助 = お産の費用
- 6.生業扶助 = 手に職をつける、仕事につくための費用
- 7.葬祭扶助 = 火葬や埋葬など葬祭のための費用
- 8.介護扶助 = 介護保険料と自己負担費用



(厚生労働省 HP, 生活保護 110 番 HP より引用)

## 生活支援員さん、「こんな時、どうする!？」 Part. 8

生活支援員研修のアンケート等にあった疑問に専門員がお答えしていきます。  
 今回は、「訪問中に第三者から通帳を見せてほしいと言われたんだけど…」です。  
**東広島市社協専門員，北広島町社協専門員**に回答していただきました。

支援での訪問中，そのとき偶然居合わせた友人や関係機関の職員から，突然，「どれくらい残高があるのか教えてほしい」等と言われたとき・・・。



通帳など利用者から預かっているものは，大事な個人情報ですので，基本的にはその場ですぐに判断せず，本人以外には，通帳などは見せないようにしてください。

「預かっているものは，大事な個人情報なので，専門員（社協）に報告して，後から連絡してもらおうようにします」などと答えて，連絡先などを聞いて，専門員（社協）に報告・相談してください。

その後，専門員が連絡，確認をして，これからの支援につなげます。

### 広島県内の「かけはし」の利用実施状況

（平成21年1月末日現在）

社会福祉協議会名	契約人数							終了人数							現在の実利用人数					生活支援員		専門員
	H11～19年度	H20年度					事業開始からの累計	H11～19年度	H20年度					事業開始からの累計								
		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計			認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計	登録数	活動数	
広島市	348	28	5	9	0	42	390	170	39	2	5	0	46	216	107	37	30	0	174	92	92	4
安芸郡	65	5	1	4	0	10	75	38	3	1	3	0	7	45	13	5	11	1	30	13	9	1
呉市	99	15	2	8	1	26	125	48	5	1	0	0	6	54	40	7	15	9	71	38	25	1
三原市	98	7	6	5	3	21	119	51	6	1	1	0	8	59	26	10	20	4	60	23	16	1
尾道市	128	11	5	5	1	22	150	95	5	0	2	0	7	102	20	14	12	2	48	26	9	1
福山市	200	19	2	4	6	31	231	77	9	2	2	3	16	93	66	31	32	9	138	60	37	2
三次市	75	5	3	0	0	8	83	39	1	1	0	0	2	41	17	14	9	2	42	30	21	1
東広島市	89	5	3	5	0	13	102	39	5	2	1	0	8	47	26	13	15	1	55	32	28	2
廿日市市	130	6	2	1	3	12	142	69	7	0	1	0	8	77	24	11	22	8	65	24	17	1
北広島町	77	5	1	1	0	7	84	35	2	0	0	0	2	37	18	14	6	9	47	27	17	2
合計	1309	106	30	42	14	192	1,501	661	82	10	15	3	110	771	357	156	172	45	730	365	271	16

「契約人数」累計から「終了人数」累計を引いたものが「現在の実利用人数」です。

契約者の状況は，認知症高齢者等が55.2%で半数を占め，次いで精神障害者等21.9%，知的障害者等15.6%，その他7.3%となっています。

実利用者の類型割合は認知症高齢者等が48.9%，知的障害者等が21.3%，精神障害者等が23.6%，その他が6.2%です。

広島県内の生活支援員登録数は365人，活動数は271人で登録生活支援員の約74%の人が活動しています。